

寒川町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月15日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第30号

寒川町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和44年寒川町規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第10中

条例第19条第1項の休職	3/3以下
--------------	-------

」を

条例第19条第1項の休職	3/3以下
寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第11条の介護休暇	

」に改め、

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第11条の介護休暇	1/2以下
-------------------------------	-------

」を削る。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。